

令和7年集団指導

訪問介護

◎運営基準にかかる指摘事項

◎報酬算定にかかる指摘事項

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

- ・重要事項説明書について、利用者本人の同意がない事例が確認された。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第8条

③改善策

- ・訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して説明を行い、事業所から訪問介護の提供を受けることにつき同意を得ること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

・サービス提供の記録について、訪問介護計画に沿った実施状況及び目標の達成状況等具体的なサービス内容の記載がない。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第19条 第24条

③改善策

・サービスを提供した際は、当該指定訪問介護の提供日、日々の様子も含めた具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。

・サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付等によりその情報を利用者に対して提供すること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

- ・訪問介護計画書について、サービス提供後に利用者の同意を得ている事例が確認された。
- ・居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画が立てられていない。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第24条

③改善策

- ・利用者へのサービス提供に当たっては、①訪問介護計画の作成、②利用者の同意、③利用者へ計画書の交付、④サービス提供の開始の流れでサービスを提供すること。
- ・居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行うこと。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会がおおむね6月に1回以上開催されていないことが確認された。
- ・委員会の結果について、訪問介護の提供に当たる従業者へ周知されていることが確認できなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第31条

③改善策

- ・委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問介護の提供に当たる従業者へ周知徹底を図ること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問介護の提供に当たる従業者へ周知されていることが確認できなかった。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが分からなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条の2

③改善策

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、訪問介護の提供に当たる従業者へ周知徹底されていることが客観的に見て分かるようにすること。
- ・虐待の発生・再発防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていることが客観的に見て分かるようにすること。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

- ・勤務実績表について、タイムカードに記載されている時間と合わない。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第30条

③改善策

- ・勤怠管理については、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- ・併設事業所がある場合は、事業所ごとに切り分けて勤務実績を管理すること。(指定居宅介護を除く)

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

・サテライト事業所について、利用者の契約書、各委員会の開催記録等、本体事業所で一元的に管理すべき書類が確認できなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第28条

③改善策

・利用者の契約書、各委員会の開催記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

・変更届が提出されていない。

②関係基準

介護保険法 第75条

③改善策

・指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、変更後10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

◎報酬算定にかかる指摘事項

①指摘した項目

- ・特定事業所加算(Ⅰ～Ⅴ)

②指摘した内容

会議の定期的開催について、全ての訪問介護員等の参加が確認できない。

③改善策

- ・サービス提供責任者が主催し、登録ヘルパーも含めサービス提供にあたる訪問介護員等の全てが参加すること。
- ・実施した際には客観的に見て実施日、参加者、内容が分かるような記録が残されていない場合は開催(実施)したとは認められないため留意すること。

◎報酬算定にかかる指摘事項

①指摘した項目

- ・特定事業所加算（Ⅰ～Ⅴ）

②指摘した内容

文書等による指示・サービス提供後の報告が確認できない。

③改善策

- ・サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けること。
- ・指示および報告については、文書(電磁的記録を含む。)により記録を保存すること。

◎報酬算定にかかる指摘事項

①指摘した項目

- ・特定事業所加算(Ⅰ～Ⅴ)

②指摘した内容

健康診断の記録について、記録が確認できない。

③改善策

・労働安全衛生法により定期的を実施することが義務付けられている「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含め、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により、健康診断を実施すること。

・健康診断実施後は、記録を適切に保管すること。

・なお、外部で受診した場合は、受診したことが客観的に分かるように記録すること。

◎報酬算定にかかる指摘事項

①指摘した加算

- ・特定事業所加算(Ⅰ、Ⅱ)

②指摘した内容

職員配置について、要件を満たしていることが分かる計算書等の作成が確認できない。

③改善策

・前年度又は算定月の前3月における職員配置について、次のいずれかの割合であることが客観的に分かるよう記録に残すこと。

(a)介護福祉士の数が30%以上

(b)次の有資格者の数が50%以上

介護福祉士/実務者研修修了者/介護職員基礎研修課程修了者/訪問介護員(ホームヘルパー)1級課程修了者